



Title	19世紀ベトナムの錢貨流通における非制錢の位置づけ ：「古号錢」の問題を中心に
Author(s)	多賀, 良寛
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2015, 49, p. 27-56
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/61298
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

19世紀ベトナムの銭貨流通における 非制錢の位置づけ

—「古号錢」の問題を中心に—

多賀 良寛

キーワード：ベトナム／阮朝／銭貨／制錢／古号錢

前近代的の東アジアにおいては、銭貨の铸造権は王権に帰属するという觀念が広く共有されていた。とくに中国では明清期以降、王朝によって铸造された銭貨は「制錢」と呼ばれ、先行王朝の銭貨や民間で铸造された銭貨との差別化が図られた。その後制錢という用語は、中国のみならず周辺諸国でも使用されるようになる。本論文では、当該地域を支配する現行政権によって铸造された銭貨を制錢と定義し、それ以外の銭貨＝非制錢と区別することにする。

東アジアの各王朝にとって、制錢による銭貨流通の統一はひとつの理想であった。しかし実際には、全国規模で銭貨流通を画一化することは困難であり、多くの時代・地域で非制錢の流通が常態化していた。非制錢の流通には、大きく分けて次のようなケースがみられる。第一は、国外で铸造された銭貨の流通である。宋錢などの一部銭貨は国際的なブランド力を持っていたため、铸造国の外においても通用力を失わず、多くの地域で自国銭貨より選好された。中世日本の王権が制錢の铸造を放棄し、通貨供給を中国銭に依存していた事実はよく知られている。第二は、当該地域の旧政権によって铸造された銭貨が、王朝交代後も引き続き流通する場合である。例えば明代初期までの中国においては、王朝が交替したのちも、素材と大きさが同じである限り、社会は前代の銭貨を無制約に通用させていた〔宮澤 2007: 173〕。最後に第三のケースとして、民間主体によって铸造された銭貨の流通をあげるこ

とができる。民間主体による銭貨鋳造は請負制として合法的に行われる場合もあったが、大部分は非合法的な鋳造＝私鋳（盜鋳）であった。私鋳は王権に帰属する通貨発行権の侵害であるため、しばしば極刑を含む厳罰の対象となつた。¹⁾

以上の前提を踏まえ、本論文では19世紀ベトナムにおける通貨政策と非制銭の位置づけを「古号銭」と呼ばれる一群の銭貨に注目して考察する。近世ベトナムでは、16世紀より北部の黎朝・鄭氏政権と中南部の広南阮氏政権との間で約200年にわたる分裂状態が続き、1771年に発生したタイソン反乱によって南北の旧政権が崩壊した。その後タイソンに勝利した阮福映が1802年に阮朝を創設し、はじめて南北ベトナムは統一される。阮朝の歴代皇帝は、生態的・歴史的背景を異にする諸地域を一つにまとめるため、政治・文化・経済各方面での国家統合を強力に推進した。このうち初期阮朝の経済政策において特に重要なのは、銭貨流通の統合である。阮朝は制銭による銭貨流通の統合を実現しようとしたが、そのためには民間で流通する非制銭を制銭によって置き換える必要があった。当時民間で流通していた非制銭の大部分は、「偽号銭」と呼ばれるタイソン朝の銭貨と古号銭によつて占められていた。阮朝にとって、偽号銭と古号銭をいかに整理するかが通貨統合政策の焦点となつていたのである。

筆者はかつて偽号銭の流通から初期阮朝の通貨統合を論じたことがあり、そこで古号銭にも一部言及した〔多賀2011〕。しかし前稿においては、史料と紙幅の制約により、古号銭の問題を深く追究することが出来なかつた。阮朝初期の通貨政策のなかで古号銭は偽号銭と並び重要な意味を持っていたが、古号銭の問題を主題的に取り上げた先行研究は皆無である。²⁾ 本論文では未公刊史料を最大限に活用し、古号銭という語の示す内実や流通実態、阮朝の対古号銭政策について論ずる。そこで本論に入る前に、使用史料について若干の説明を加えたい。

阮朝史研究の基本史料として重要なのは、正史である『大南憲録』（以下『憲録』と略記）と、制度・法令集である『欽定大南会典事例』（以下『会

¹⁾ だいなんじつろく

典』)であるが、近年のベトナムにおける史料公開により、両史料編纂のもととなった行政文書群である阮朝株本(以下株本)³⁾の利用が可能となつた。³⁾ 株本は皇帝からの上諭、中央官庁および各地方からの上奏文、同級機関の間でやり取りされた咨文などからなる行政文書の集積であり、上奏文には皇帝によるコメント=株批が付される。株本はまず皇帝ごとの帝紀に分かれ、各帝紀に含まれる文書は出處機関・作成時期によって「集 Tập」に分類される。各集に収められた文書には葉数(Tờ Số)が付され、1つの集にはおおよそ200~400葉の文書が収録されている。⁴⁾ 株本の公開が始まったのは2000年代からであるが、現在にいたるまでこれを用いた先行研究は極めて少ない状況である。⁵⁾

編纂史料と株本を組み合わせ、本論文は以下の手順で19世紀ベトナムにおける古号銭の問題を考察していく。まず第1章において古号銭を当時の銭貨流通全体の中に位置づけ、古号銭という語が指示する具体的内容について考察する。次に第2章では、古号銭の法的地位と流通実態について検討を加える。最後に第3章では、1839年よりはじまる古号銭改鑄事業を取り上げ、古号銭政策の段階的变化について述べる。

1. 阮朝による銭貨分類と古号銭の具体的な内容

古号銭について考察するためには、古号銭が当時の銭貨流通の総体においてどのような位置をしめていたかを検討する必要がある。阮朝は当時市場で流通していた銭貨を、制銭—古号銭—偽号銭—異様銭の4種類に分類し、それぞれの銭貨に異なる法的地位を与えていた。

制銭は阮朝が鋳造した銭貨で、「本朝銭」や「皇朝銭」とも呼ばれる。阮朝の制銭には銅銭と亜鉛銭の2種類が存在しており、銅銭は重量によって「小項銅銭」と「大項銅銭」に分類された。⁶⁾ また阮朝治下のベトナムでは銭貨による納税が普及していたが、納税にあたっては制銭の使用が原則とされた。

偽号錢はタイソン朝によって鋳造された錢貨を指す名称であり、泰徳（1778-1788）・光中（1788-1792）・景盛（1792-1801）・宝興（1801-1802）の年号を持つ錢貨が含まれる。統一達成後、阮朝はタイソン朝を「偽朝」と呼んでその痕跡を抹殺しようとし、タイソン朝の錢貨についても国内での流通を禁止した。流通が禁じられた偽号錢は、阮朝によって回収され制錢の鋳造原料になるとともに、一部は広東・福建や台湾に輸出され、19世紀末まで流通を続けた〔徐2001; 多賀2011〕。

異様錢は民間の主体によって鋳造された私鋳錢である。阮朝は私鋳錢の鋳造・流通を厳禁したが、実際にはベトナム国内のみならずマカオや香港など海外の拠点でも大量の私鋳錢が鋳造され、ベトナムに持ち込まれた。1860年代以降大量の異様錢が華人によって密輸されるようになると、阮朝は異様錢禁止政策の変更を余儀なくされ、1879年には国内における異様錢流通を合法化するにいたった〔Lục Đức Thuận, Võ Quốc Ky 2009: 102-103〕。

19世紀ベトナムの錢貨流通は、上記3種の錢貨に古号錢を加えた計4種類の錢貨によって構成されていた。これらの錢貨のうち、制錢・偽号錢・異様錢はすでに先行研究による言及があるが、古号錢についてはその内実が未だ明らかにされていない。筆者はかつて古号錢を「ベトナム歴代王朝が鋳造した錢貨や宋錢をはじめとする中国錢」と推測したが、十分な史料的裏付けに基づいたものではなかった〔多賀2011: 47〕。そこで以下、古号錢という語の内実について検討を加えていきたい。

嘉隆（1802-1819）・明命（1820-1840）期にかけて、阮朝の編纂史料には偽号錢とともに古号錢という錢貨がしばしば登場する。その最も早い例として、嘉隆16（1817）年に新鋳の亜鉛錢を頒布するにあたり、中南部地域の古号錢と偽号錢を順次フエに輸送するよう命じた『寔録』の記述が挙げられる⁷⁾。その後も『寔録』には古号錢の回収や改鑄に関する記事が散見される。

編纂史料中にみられる古号錢関連の記述には、古号錢に含まれる具体的な錢貨名に言及したものが極めて少ない。そのなかで、以下に引用する『寔録』明命21年4月条の諭旨は、古号錢について具体的な錢貨名を記す貴重

な記事である。なお原文および訳文中の〔 〕は原註を、()は引用者による補足を示す。

各種古号銭を選別して保管し、(保管するもの以外については) 制銭とともに用い、過去を今に伝え示すよう都察院より請願があった。帝が戸部に対して言うには、「さきに、古号銭が長期間の保存によって劣化しているため、これを改鑄して流通させることを許した。いま都察院より(古号銭を)取り出して保管するよう請願があった。そもそもベトナム歴代の丁・黎・李・陳・黎朝各皇帝の銭貨について、これを保管して過去を今に示すことは、まだ道理にかなっている。景興銭にいたっては、黎朝末期に人々が多く盜鑄を行ったため、銭文の質は悪く、真贋を区別して正統を明らかにしなければならない。しかし国を失い外国に逃れた君主の銭貨を、どうして他の銭貨と同列に数えることが出来ようか。上奏の内容はまことに分別を失している。景興銭のうち真正であるものと、ベトナム歴朝各帝の制銭のうち銭文の字画が明確で銭質が堅固なものは、これをとどめて清六字銭とともに貯蔵せよ。制銭と混用してはならない。その他の銭貨はすべてハノイに送って改鑄させよ」と。〔その後丁・黎・李・陳・黎朝の銭貨110緡(1緡は銭600文で、貫と通じる)、清六字銭1560緡あまりを摘出し、京庫に貯蔵した〕⁸⁾

明命帝は戸部に対する諭旨のなかで、古号銭の銭号として「安南丁黎李陳黎列帝號錢」と「景興號錢」を挙げている。「安南丁黎李陳黎列帝號錢」とは独立後のベトナム歴代王朝である丁朝(968-980)・前黎朝(980-1009)・李朝(1009-1225)・陳朝(1226-1400)・後黎朝(1428-1527, 1532-1789)の銭貨であり、景興銭は後黎朝の景興年間(1740-1786)に鋳造された景興の年号を持つ諸銭貨の総称である。黎朝後期の景興年間には、銅山開発の進展によって鋳銭資源の確保が容易となり、中央・地方の鋳銭場で景興年号をもつ銅銭が大量に鋳造された⁹⁾。明命帝は景興銭について、私鋳銭が多く質

が悪いこと、「奔播之君（黎朝最後の皇帝である昭統帝がタイソンに敗北し、中国に逃れたことを指す）」の銭貨であることを理由に、他の歴朝銭に比べて一段低い評価を与えている。

古号銭の内容についてさらに踏み込んだ考察を行うため、硃本の分析へと進む。硃本は『寔錄』編纂のもととなった行政文書であり、『寔錄』には反映されていない具体的な情報を多く含んでいる。硃本に収められた嗣徳4（1851）年8月17日付の戸部覆奏には、同年にハノイの通宝局（19世紀初頭よりハノイに置かれていたベトナム最大の鋳銭場）で行われた古号銭のサンプル調査に関する記述がある。この調査は古号銭に含まれる銭種の選別と各銭貨の重量の計測を目的とするもので、通宝局に貯蔵されている古号銭23万2709貫9陌41文（1億3962万5981文）のうち、1万貫（600万枚）が調査対象とされた。以下の表はサンプル調査の結果を示したものである。¹⁰⁾

銭号	重量	枚数
順治・康熙・乾隆・嘉慶	9分以上	9貫3陌51文（5631文）
順治・康熙・乾隆・嘉慶	8分以下	21貫2陌18文（12738文）
利用・裕民など（計46種）	9分以上	82貫3陌21文（49401文）
利用・裕民など（計46種）	8分以下	122貫8陌54文（73794文）
太平・元通・景興	8分以下	9760貫9陌51文（5856591文）
合計		5998155枚

調査結果によれば、サンプル総数のうち97.6%が太平・元通・景興銭の3銭貨によって占められている。この3銭貨のほかにも、少数ではあるが清朝の制銭（順治・康熙・乾隆・嘉慶）や吳三桂（利用）・耿精忠（裕民）の鋳造した銭貨が確認される。またサンプルの大半は重量8分以下の小項銭であり、重量9分以上の大項銭は60万枚中55032枚と極めて少ない。

このサンプル調査の結果から、19世紀ベトナムで流通していた古号銭はその大半が太平・元通・景興の3銭貨であったと推測することができる。この3銭貨の由来について考える際参考になるのは、景興期の銭貨政策に関する

る『歴朝憲章類誌』の記述である。

(景興) 6 (1745) 年、旧錢に対する撰銭を禁止する。最初、小錢をはじめて鋳造したが、これはすでに厳禁した。民間では、元通新錢が旧錢と外形が似ているという理由で、徹底して撰銭を行い、流通は滞っている。そこで始めて鋳造を行う景興・太平・元通錢と、旧来の大小各字錢で重大な破損がないものは、すべて通用させる。・・・(後略)・・・¹¹⁾

引用部は、景興 6 年に出された旧錢の撰銭禁令に関する説明である。このとき旧錢とならんで新鋳の景興・太平・元通錢の流通が命じられていることから、北部ベトナムでは 1745 年前後より景興錢とともに太平・元通錢の鋳造が行われていたことがわかる。おそらく阮朝期に古号錢として流通していた太平・元通錢は、18世紀に北部ベトナムで鋳造されたものであろう。太平錢は北宋錢として著名であり、黎鄭政権による太平錢の鋳造は北宋錢の模鋳として行われた可能性が高い。¹²⁾ いっぽう元通錢に関してはその由来がはつきりとしない。櫻木晋一氏らのグループが 2007 ~ 2008 年にハノイで行った一括出土錢調査によれば、19世紀初頭に埋められたと推測される出土錢のなかに、1枚ではあるが元通通宝が含まれていたという。櫻木氏は元通錢について、公式な錢貨としてはどこの国にも存在していないが、長崎での出土例が存在し、1660年代ごろに流通していた可能性があると説明している [櫻木 2009: 254-255]。またこれとは別に、元通錢が元豊通宝を指す可能性も存在する。この場合、本来順読すべき元豊通宝という錢号が対読されたため、史料に「元通」として記録されたと推測される。元豊錢は宋代にも大量の鋳錢が行われたが、その後日本の長崎をはじめ中国国外でも模鋳が行われた。長崎で模鋳された宋錢は長崎貿易錢と呼ばれ、東南アジア諸国を中心に莫大な量が輸出された [岩生 1928; 安国 2007]。ベトナムは長崎貿易錢の重要な輸出先であり、17世紀には生糸の対価として中国・日本・オランダの商人により大量の貿易錢が持ち込まれた [Hoàng Anh Tuấn 2010]。鄭氏政権が

18世紀になって元豊通宝の模鋳銭を鋳造し、それが元通錢として後世に記録された可能性は十分に考えられる。なお後に述べるように、阮朝自身は太平・元通・景興銭を「安南歴朝銭」と認識していた。

以上の考察により、19世紀ベトナムの銭貨流通は制銭—古号銭—偽号銭—異様銭の4種類から構成されていたこと、このうち古号銭はベトナムの歴朝銭と中国銭からなり、太平・元通・景興銭がその大部分を占めていたことが明らかとなった。次に第2章では、阮朝の制銭政策と古号銭の流通の関係を考察する。

2. 阮朝の制銭政策と古号銭の流通

阮朝成立当初、嘉隆帝は制銭としてもっぱら銅銭の鋳造を行った。しかしこの時行われた銅銭の鋳造は銅資源の制約によって十分な結果を得られず、制銭供給は停滞することとなる〔藤原 1986: 309-310〕。こうした状況下で民間の通貨需要を支えたのが、前代より流通を続けていた古号銭と偽号銭であった。

初期阮朝の通貨政策において画期となったのは、1813年より開始された亜鉛銭の鋳造である。¹³⁾華僑の請願をきっかけに開始された亜鉛銭の鋳造はまもなく軌道に乗り、阮朝は制銭供給の安定化に成功する。嘉隆帝は1815年に広平以南の諸地方における亜鉛制銭の行用を命じ、1820年には明命帝によって乂安以北の北部ベトナムに亜鉛制銭を投入することが決定された。ここにいたって亜鉛制銭の流通域はベトナム全土を包摂するにいたった〔藤原 1986: 316〕。

制銭供給が安定化すると、阮朝は本格的な銭貨流通の統合に乗り出す。最初のターゲットとなったのは、タイソンの鋳造した偽号銭であった。嘉隆帝は1816年9月に偽号銭通用禁止令を公布し、その後猶予期間を経て、1823年に禁令は最終的な発効をみる〔多賀 2011: 47-48〕。亜鉛制銭の投入後流通が違法化された偽号銭に対し、阮朝は古号銭の流通を容認した。法定地位を

めぐる偽号銭と古号銭の対照的な性格は、明命20（1839）年に発令された古号銭の強制通用令にもっともよく表現されている。この記事は前稿においてすでに紹介しているが〔多賀2011：49〕、重要な記述を含むので以下に改めて引用する。

民間において古号銭を撻斥することを禁ずる。帝が工部に諭して言うには、「銭貨の鋳造は、民用をたすける手段である。古より歴代の王朝がそれぞれ鋳銭をおこなってきた。本朝も制銭をもうけ、天下にこれを流布させているが、古銭もまた通行を許している。ただ4種の偽鋳銭については、タイソンが鋳造したものであるため、混用を禁じている。ところが近頃民間の取引において古号銭が一概に撻斥されているのを耳にした。これでは真偽の区別を失するだけでなく、銭貨はどうしてもよく流通するだろうか。京師ならびに諸直省に命じ、人民に知らしめよ。市場でのあらゆる取引において、一切の古号銭は新旧銅鉛にかかわらずみな行用を許す。ひそかに撻斥を行ってはならない。違反するものは法に背いたかどで処罰する」と¹⁴⁾。

上諭において明命帝は、制銭・古号銭・偽号銭の3種類の銭貨を区別し、古号銭に対する撻斥＝撰銭を厳しく禁じている。同じ非制銭ではあっても、古号銭と偽号銭は正統性の面で全く異なるカテゴリに属しており、阮朝にとつて民間における両者の混同は決して許されるものではなかった。

阮朝は古号銭の流通を認めたが、古号銭と制銭との間には重大な差異が存在していた。阮朝の制銭は、亜鉛銭か銅銭かを問わず、納税や罰金の支払いなどに際し国庫による受領が全面的に保証されていた。いっぽう古号銭については、阮朝は民間における流通を認めつつも、国庫による受領保証を明確に規定しなかった。例えば先に引用した明命20年の古号銭通用令において、国家が強制しているのはあくまで「市塵貿易」すなわち市場取引における古号銭の使用であり、国家的支払における古号銭の扱いは規定されていない。

国庫による受領保証の欠如は通貨としての古号銭の地位を極めて不安定なものにした。とりわけ北部山地のように、亜鉛制銭の普及が遅れ古号銭への依存度が高かった地域では、古号銭による租税納入の許可を求める上奏が繰り返し行われている。確認される限り最も早い事例として、高平省重慶府での古号銭による納税を求める明命8（1827）年の上奏があり¹⁵⁾ついで嗣徳4（1851）年にも高平省の租税納入について同様の上奏が行われている。このとき戸部によって引用された高平省臣の報告は、以下のようなものであった。

嗣徳4年6月21日戸部奏。いま高平省臣の阮金順らから受け取った上奏によれば、「……（中略）……ここに考えますに、本轄（高平省）は清國の境界と接しており、清国人は多く古号銭を携えて往来し商売を行っています。これまで住民は古号銅銭を用いることが多く、亜鉛制銭は希少でした。毎年夏の納税期には、住民はつねに銅銭を携えて省都に赴き、亜鉛銭と交換しています。そのレートは銅銭1文につき亜鉛銭2文、または銅銭1文につき亜鉛銭3文ですが、幾度も交換を行わなければならず、頗る煩雑です。そこで請願いたしますに、今後住民が税銭を納める場合、もし古号銭があれば、戸部の提議に照らし、順治・康熙・乾隆・嘉慶・道光の各号銭で重量9分以上のものは1文につき亜鉛銭2文にあて、太平・元通・景興の各号銭で重量7～8分以下のものについては、1文につき亜鉛銭1文にあてるることを願います。亜鉛銭がある場合もまたすべて納入を認めます。徴収した税銭については、亜鉛銭1文相当のものと2文相当のものの枚数を帳簿に注記し、検査に備えます。支出すべき俸餉やもうもろの公費についても、この規定に照らして換算し支給します。本年夏の納税期をもって開始いたします」とありました。……（中略）……ここに高平省臣によれば、該省は清國と接しており、往来して商売を行うに際しては、多く古号銅銭を用い、亜鉛銭は希少だということです。そこで民間において古号銅銭があれば納税を許

し、さきに提議した当一・当二の規定に従うこと、また省における支出についてもこの規定にそって換算することを請願しております。公私兼便のアイディアでありますので、これに従うことを願います。そこで謹んで意見の申し上げた次第です。「上奏の通りにせよ」との諭旨を賜りました。¹⁶⁾

阮金順らによれば、当時高平省内では中国人商人が古号銭によって貿易を行っており、住民も古号銅銭が多く用い、亜鉛制銭は希少であった。しかし租税納入に際しては亜鉛制銭が要求されたため、住民はわざわざ古号銅銭を亜鉛制銭に兌換してから納税しなければならず、大きな負担となっていた。そのため阮金順らは、古号銭と亜鉛制銭との間に比価を設け、古号銭による納税を認めるよう請願を行った。請願内容には戸部も賛同し、最終的には嗣徳帝の裁可を得ている。

第3章で述べるように、嗣徳5(1852)年になって各種古号銭の対亜鉛銭比価が公表され、古号銭による租税納入が正式に許可される。ただしこの布告が出された後も、国家的支払手段としての古号銭の地位はなお不安定なものであった。嗣徳7(1854)年7月15日付の高平布政使呉文迪による上奏は、古号銭の信用基盤と国家的支払の関係を考える際、非常に示唆的な内容を含んでいる。

鴻臚寺卿権領高平布政使臣の呉文迪と按察使臣の阮炯が、諭旨をたまわりたく謹んで上奏いたします。このたび私たちが（高平省に）到着したところ、省の官吏と兵士たちの咨文によれば、「これまで俸餉として銭貨を受給するに際し、（亜鉛制銭のかわりに）青辺銭で重量9分以上のものを支発する場合、1貫ごとに亜鉛銭2貫にあてておりました。いまこれを市価に照らせば、民間はこの銭（青辺銭）1貫をただ亜鉛銭1貫4～5陌程度にあてるのみであります」と。また各府・県の官員からの報告によれば、「毎年夏の徵税期には、青辺銭は1文につき亜鉛銭2文に

あてることができ、もとより納税においても便利でした。その後清国では盜賊が乱をなし、ベトナムにやってくる清国人は少なくなりました。まして高平省は上流部に位置し、山河は険阻なため、本国の人民で商売にやってくる者はわずかです。青銅錢の流通は困難となり、省での徵税に際しては、必ず亜鉛錢を徵収するにいたりました。省の住民は太原・諒山等の省にいって亜鉛錢を入手し、持ち帰って納税せざるを得ません。往来の費用だけで税額の倍にいたします」と。・・・(中略)・・・考えますに、わが省は清国と接しており、以前は清国の人民が銅錢を携えて到来し、商売は滞り無く行われていました。青銅錢のうち重量が9分以上のものは、1貫につき亜鉛錢2貫にあてて使用しており、極めて便利がありました。最近では清国の匪徒による妨害で貿易が断絶しています。この錢を市場の比価に照らせば、1貫につき(亜鉛錢にして)5~6陌の減価がみられます。もし俸餉に支給にあたってこの錢を代用し、納税に際して亜鉛錢を徵収すれば、官員から兵士・民衆にいたるまで、みな困窮を余儀なくされます。ここに請願いたしますに、今後省民が納めるべき税錢のうち、もし古号銅錢があれば、小項銅錢で亜鉛錢と平価であるものを除き、その他順治・康熙・乾隆・嘉慶・道光などの大銅錢は、1貫につき亜鉛錢1貫5陌として納税を許すよう願います。省内で支出すべきあらゆる俸餉と諸公費もまたこの錢によって換算し、支出することを願います。このようにすれば、兵士と人民の双方にとって便利であります。商業が通じるのをまって、再び以前の規定にそって処置いたします。以上申し上げました内容について、畏れ多くも上奏を行い、もって聖旨を仰ぐ次第です。謹んで上奏いたします。嗣徳7年閏7月15日題奏。8月8日にいたって、魏克順・阮登蘊・阮有成が「上奏通りに行え」との諭旨をたまわった。¹⁷⁾

この上奏文において問題となっているのは、高平省における「青銅錢」の流通である。文脈から判断して、青銅錢の指示内容は古号錢と重なるとみて問

題ないであろう。高平省では青辺錢が広く流通していたため、本来亜鉛制銭によって行うべき俸給の支払や納税においても、ひろく青辺錢が代用されていた。ところが近年中国における盗賊の跋扈によって国境交易が断絶し、高平省を訪れる中国商人の数が減少するにいたった。ここで言及されている中国側の混乱は、1851年に広西省ではじまった太平天国の乱と推定される。太平天国の乱に起因する中越貿易の途絶は、高平省において古号銭流通の阻滞という事態を引き起こした。これまで官吏や兵士達は青辺錢1貫=亜鉛銭2貫の比価で俸給を受け取っていたが、青辺錢の市場価格は青辺錢1貫=亜鉛銭1貫4~5陌まで下落していた。官吏や兵士達にとって、青辺錢の市場価値の下落は俸給の実質的な減少を意味する。また租税の徵収においても状況は深刻であった。従来高平省の住民は、青辺錢1文=亜鉛銭2文の比価で青辺錢による納税が認められていた。ところが太平天国の乱の後に古号銭の流通が阻滞すると、もっぱら亜鉛制銭による租税納入が要求されるようになった。そのため住民は太原・諒山など近隣諸省で亜鉛銭を確保して納税にあてなければならなくなり、兌換を要する往来の費用は重い負担となった。このような状況をふまえ、呉文迪らは給与支払における亜鉛制銭と青辺錢の比価を従来の青辺錢1貫=亜鉛制銭2貫から1貫5陌に切り下げること、また納税に際しても同様のレートで青辺錢の使用を認めるよう請願し、皇帝の認可を得るにいたったのである。

以上亜鉛制銭投入後における古号銭の地位について、国家的支払いの問題を中心に考察してきた。偽号銭の場合とは対照的に、阮朝は古号銭の使用を認め、撰銭を禁止するなど市場での流通を促進しようとした。ただし国家的支払に際しては、阮朝は制銭の使用を原則とし、国庫による古号銭の受領を保証しなかった。このような阮朝の政策は、古号銭の流通が支配的な辺境地域において、市場交換手段(=古号銭)と国家的支払手段(=亜鉛制銭)の分裂という事態を惹起したのである。

3. 古号銭改鑄事業の経過

嘉隆期から明命初期にかけて亜鉛制銭の流通域は全国へと拡大したが、その過程で阮朝は従来流通していた非制銭の回収に取り組んだ。全国から回収した非制銭のうち、阮朝は偽号銭を順次制銭に改鑄する一方で、古号銭については即時改鑄を行わず、これをフエの倉庫に貯蔵した。阮朝にとって、再流通の可能性がない偽号銭は単なる鑄銭原料に過ぎなかつたが、流通が認められていた古号銭を改鑄に回すかどうかは微妙な問題であった。

回収後用途が曖昧なまま貯蔵されていた古号銭であるが、1839年になって阮朝の古号銭政策は新たな一歩を踏みだす。明命帝は貯蔵されている古号銭が劣化しつつあることを問題とし、ハノイの鑄銭場における古号銭の改鑄を決定した。¹⁸⁾ 明命21（1840）年3月には、フエの京庫に保管されていた古号銅銭84万緡あまりが改鑄のためハノイに送られている。¹⁹⁾ 同年5月にはハノイより、鑄銭炉を増設し貯蔵されている古号銭を明命銅銭に改鑄すること、また周辺各省より書吏を派遣し共同で管理にあたらせることが請願された。²⁰⁾

ハノイにおける古号銭受け入れについては、硃本におさめられた紹治元年閏3月5日付の戸部による奏文に詳細な記述が残されている。それによれば、20年の諭旨を受け、フエの京庫および左直・左畿各省から約84万4100貫、河靜以北の北部各省から約9万1700貫、合計93万5800貫の古号銭が改鑄のためハノイに送られることとなつた（実際にハノイが受け取ったのは90万4884貫）。ついで明命21年2月には、ハノイから人員を派遣して各地から送られてきた古号銭の重量を計り、逐一記録することが決定された。ハノイでは早速古号銭の計量作業が行われ、北部諸省から送られた古号銭については明命21年のうちに作業完了の目途がたつた。しかしフエから輸送された古号銭は量が膨大であったため（作業対象となったのは約81万貫）、計量作業は次年度以降に持ち越されることとなつた。²¹⁾

古号銭を原料とした制銭の铸造は、紹治年間を通して継続された。一連の改铸事業の結果、当初90万貫ほどあった宝泉局（紹治年間には通宝局と改名）の古号銭残高は、紹治7（1847）年12月末時点で25万2202貫、重量にして75万6401斤14両1錢6分にまで減少した。²²⁾なお古号銭の改铸作業には北寧省東岸県莊烈社の職人が動員され、一部はハノイで、一部は北寧省で作業にあたった。²³⁾

明命20年以降順次進められた古号銭の改铸事業であるが、嗣徳元（1848年）になって阮朝の古号銭政策は大きく転換する。同年6月、阮登楷・尊室弼・阮文振らの連名で13条からなる陳奏が行われたが、そのなかでハノイに貯蔵されている古号銭を改铸せずにとどめ置き、亜鉛制銭とともに流通させることが請願されている。²⁴⁾ついで嗣徳2年3月には魏克循・阮登楷・尊室弼の3名によって鑄銭に関する上奏が行われ、廷臣の覆議を経た後、一切の古号銭は銅銭・亜鉛銭に関わりなくみな流通が許可されることになった。²⁵⁾古号銭政策の変更に関する『寔録』の記述は極めて断片的であるが、株本にはこの問題についてより詳細な記述が残されている。以下嗣徳4年12月21日付の戸部による覆奏を通して、嗣徳初期における古号銭政策の推移を分析する。なお引用史料が長文であるため、便宜的に（A）～（F）の六段に分けて記す。

（A）嗣徳4年12月21日戸部覆。・・・（中略）・・・つつしんで考えますに、これら古号銅銭については明命20年に諭旨を賜り、新号銭へ改铸することとなりました。今回フエおよび各省からハノイに送られた古号銭は、約90万8900貫です。省庫にとどめ置くべき嘉隆・明命および丁・黎・李・陳・黎の諸号銭と清国の大字号約銭1万3800貫を除き、嘉隆小銅銭・東京小銅銭及び古号各項銭計89万4900貫あまりと破碎した銭貨をあわせ、重量にして約268万4900斤が溶解のうえ改铸すべき銭貨になります。そこで遡ってみると、明命21年から嗣徳元年にいたるまで、順次各省から送られた古号銅銭を改铸し、その数はおよそ65

万8200貫に達しています。現在残っている古号銭は約23万6600貫です。

(B) この年（嗣徳元年）、前山興宣領督阮登楷の上奏に、「錢貨は有用な物です。現在民間では錢貨が必要を満すのに全く足りておりません。古号銅銭については以前のように流通させ、必ずしも改鑄を行わず、工費を節約すべきです」とありました。また前河寧領督尊室弼の摺には、「古号銭33貫あまりを溶解して精銅にし、亜鉛を加えたところ、かかった工費が7貫あまりで、铸造出来たのは銅銭28貫あまりでした。これでは無駄に費用を費やすばかりです。（改鑄を停止し）省庫にとどめ置くことを願います」と。すでに廷臣が摺議し、「この錢の銅質はまだ使用に耐えうるものです。そのままとどめ置き、亜鉛銭とともに使用することを願います」と。

(C) ただこの錢については、一文あたりの比価がいまだはっきり言及されておりませんでした。昨年冬に三法司より受け取った咨文に、「河内省の清商馮岐山らが申請書を提出し、古号銭を受領し広東に持ち帰って処理することを願い出ております。そこでこの錢1万貫ごとに亜鉛銭1万1000貫とすることを願います」とありました。これについては「戸部に命じて酌擬うえ上奏させよ」との諭旨を賜りました。わが部はすでに京庫に貯蔵されている古号銭を錢種ごとに逐一計量いたしました。それから、「これら古号銅銭で重量9分以上の順治・乾隆・康熙・嘉慶の各号銭は、1文につき亜鉛銭2文にすることを願います。また重量7～8分以下の太平・元通・景興の各号銭については、1文あたり亜鉛銭1文とすることを願います。そこでハノイによる計量作業が終わり次第、徐々に支出してゆきます」と上奏しました。

(D) すでに諭旨によって許可を賜り、ハノイに転送して作業を執り行いました。いまハノイの奏摺によれば、「この錢1万貫を検査したところ、重量8分以下の太平・景興・元通と乾元・大定の各号銭9760貫8陌51文を除き、順治・乾隆・康熙・嘉慶の四号銭並びに利用・裕民などの錢貨が235貫8陌34文ありました。そのうち重量9分以上が91貫7陌

12文、重量8分以下が144貫1陌12文でした。また欠銭が3貫1陌45文ありました。この1万貫の調査結果をもとに考えると、重量9分以上の銭貨は少なく、重量8分以下の銭貨が多いと思われます。また順治・乾隆・嘉慶などの銭貨には1文の重量が9分以上のものがありますが、また1文の重量が8分以下のものも存在しています。もし戸部の摺議に従って重量9分以上の銭貨を毎文亜鉛銭2文にあてるとすれば、この銭は一種類のうちでも重量を統一することが出来ず、流通にあたって未だ十全ではありません。ここにハノイの省臣より、古号銭は検査・測定を停止し、古号銭1貫ごとに亜鉛銭1貫2陌にあてるなどを奏摺にて請願いたします」とありました。

(E) わが部が考えますに、この銭の流通にあたりすべてが1貫以上であればこのレートで交換するのは便利です。ただその後の流通において、もし1陌1文などの端数があった場合、どのように兌換したら良いでしょうか。これはすなわちハノイの請願が不合理ということで、まさに陛下の御意見の通りです。・・・(中略)・・・このたび前河寧領督の尊室弼ならびに廷臣の原摺において費用がかかると述べられているのは、思うに工料のことを指して言っているのでしょう。かつ古号銭の改鑄にはあたっては、支給される工銭には定額がありますが、改鑄の作業は極めて煩瑣です。以前工匠を応募いたしましたが、つねにこの任務につくことを避け、改鑄に従事することを嫌がっております。古号銭については、明命21年2月の改鑄開始より嗣徳元年6月の改鑄停止にいたるまでの約8年で順次改鑄を行い、ようやく65万8200貫あまりを得ることが出来ました。現在残っているのは23万6600貫あまりです。もしすべて改鑄するとすれば3年を費やしてようやく終えることが出来るでしょう。ただ改鑄作業が煩瑣なだけでなく、工匠を募集するのも難しく、また聚隆銅による銅銭の鋳造および亜鉛銭の鋳造を妨げる恐れがあります。これら古号銅銭については、改鑄を停止するよう願います。・・・(中略)・・・

(F) いまわが部が考えますに、このたびハノイに貯蔵されている古号各項銭 23 万 6600 貫あまりのうち、取り出して別に貯蔵している 3900 貫あまりを除き、支出すべき銭は 23 万 2700 貫あまりです。逐一の計量作業は停止することを願います。そしてハノイより兵員を派遣して銭種ごとに分類することを願います。清国歴朝の順治・乾隆・康熙・嘉慶・道光等の銭は、重量にかかわらず、1 文につき亜鉛銭 2 文とすることを願います。ベトナムの安南歴朝の太平・元通・景興の各号銭については、重量にかかわらず、1 文につき亜鉛銭 1 文とし、区別を明確にするよう願います。そこでハノイより現在残存している古号銭の数量に照らして、銭種ごとに分類し、亜鉛銭 1 文相当と 2 文相当の税がそれぞれいくらあるか、ただちに記録して報告させます。わが部はすでに前議にのっとり、徐々に古号銭による俸餉や公費の支発を行っております。ついで社民が各種税銭を納める場合、もし古号銭を持ってきて納税をすれば、この例によって計算し徴収し、民の便宜を図るよう願います。このようにすれば銭貨は流通し、その時々の兌換もまた容易になるでしょう。私どもが斟酌した上記の内容について、おそれ多くも覆奏し諭旨を待つ次第でございます。・・・(後略)・・・²⁶⁾

以下引用史料の各段について検討を加える。まず引用部 (A) では、明命 20 年に古号銭改鑄の諭旨が出されてから、現在に至までの改鑄状況が述べられる。明命 20 年から嗣徳元年にいたる 9 年間で、古号銅銭の改鑄額は 65 万 8200 貫にのぼり、通宝局に残されている古号銭はおよそ 23 万 6600 貫であった。

続く引用部 (B) は、古号銭改鑄停止のきっかけとなった阮登楷および尊室弼の上奏である。阮登楷は古号銭改鑄の中止を要請するにあたり、民間の銭貨需要が逼迫していることを指摘する。いっぽう尊室弼は古号銭の改鑄によって得られる鋳造差益が少ないと理由に改鑄の停止を主張する。改鑄停止については廷臣も同意見で、古号銭を放出し亜鉛銭とともに流通させる

よう請願している。

引用部（C）は、古号銭と亜鉛銭の比価設定に関する議論である。古号銭は清朝の制銭、太平・元通銭、景興銭など多様な銅銭を含んでいるため、その流通に際しては、銭種・重量別に亜鉛制銭との適正な比価を設定する必要があった。戸部はフエに残された古号銭を調査したうえで、古号銅銭のうち重量9分以上の順治・乾隆・康熙・嘉慶の各号銭は1文につき亜鉛銭2文、重量7~8分以下の太平・元通・景興の各号銭は1文あたり亜鉛銭1文と等価にするという提案を行っている。これを受けハノイの通宝局が貯蔵されている古号銭の重量測定と銭種分類作業を行うこととなった。

通宝局における調査結果を記すのが、引用部（D）である。ここで戸部が引用するハノイからの奏摺は備蓄されている古号銭のサンプル調査に関するもので、その内容は第1章で引用した嗣徳4年8月17日付の戸部覆奏に対応している。ただし両者の間には、調査結果の数字について若干の相違が見られる。調査結果を受けてハノイは、検査・測定作業を停止し、銭種に拘わらず古号銭を1貫=亜鉛銭1貫2陌のレートで通用させるよう請願している。

先行する上奏を引用して状況の整理を行った後、引用部（E）（F）において戸部は自らの主張を開陳する。まず引用部（E）において、戸部は改鑄停止支持の立場を明らかにし、もし改鑄を継続すれば多大な時間と労力を費やし、結果として正規の鋳銭事業にも悪影響が出かねないと指摘する。

最終段にあたる（F）で、戸部自身による提案が以下のようにまとめられる。ハノイに貯蔵されている古号銭のうち放出の対象となるのは23万2700貫であるが、これらの銭貨については重量の測定を停止し、銭種の分類のみを行うこととする。清朝の順治・乾隆・康熙・嘉慶・道光等の銭貨は、重量にかかわらず1文につき亜鉛銭2文とする。いっぽうベトナム歴代の太平・元通・景興の各号銭については、重量にかかわらず1文につき亜鉛銭1文とする。ハノイは現在残存している古号銭を銭種ごとに分類し、亜鉛銭1文相当と2文相当の銭がそれぞれいくらあるか、記録・報告を行う。また納税についても、この比価にのっとって古号銭の使用を認める。以上戸部による提議

は、古号銭流通論にたったうえで、各銭貨の重量如何にかからず、銭種によって1文ごとの比価を決定するというものであった。

『寔録』には古号銭と亜鉛銭の比価設定に関する記述が見られないが、ハンノム研究院に所蔵されている『六部条例』の戸部条例、嗣徳4年条には、古号銅銭のうち重量9分以上の順治・乾隆・嘉慶・康熙銭は亜鉛銭2文に、重量7分以下の太平・元通・景興銭については亜鉛銭1文と等価にすることが明記されている。²⁷⁾ これは各種古号銭と制銭の比価に関する最初の布告であるが、古号銭による国家的支払の問題については依然として言及が見られない。この規定は翌嗣徳5年に改定され、順治・乾隆・嘉慶・康熙・道光等の大銅銭（五号銭）は亜鉛銭2文、五号銭のうちの小銅銭と利用・裕民銭、安南歴朝銭である太平・元通・景興銭は亜鉛銭1文と等価とされた。嗣徳5年の規定が画期的であったのは、俸給やその他公費の支払と納税における古号銅銭の使用を公認する条項が追加されたことである。²⁸⁾ 長らく法的な位置付けが曖昧であった古号銭であるが、ここにいたってようやく国家的支払における古号銭の地位が保証されたのである。

本章で古号銭改鑄政策について述べてきたところをまとめると、以下のようにになる。嘉隆期以降、全国の古号銭は偽号銭とともに回収され、フエに貯蔵されていた。古号銭の本格的な改鑄が始まるのは1839年以降のことであり、ここから嗣徳初年にいたる9年間で65万貫以上の古号銭が改鑄された。嗣徳帝の即位とともに、阮朝の古号銭政策は改鑄論から流通論へと変化する。その背景には、市場における銭貨需要の逼迫や改鑄費の高騰という状況があった。比価設定に関する一連の議論を経て、1852年には古号銭の対亜鉛銭比価が確定し、古号銭による国家的支払も公認されるのである。

おわりに

本論文では、19世紀ベトナムの銭貨流通における非制銭の問題を、古号銭と呼ばれる一群の銭貨に着目して検討した。阮朝治下のベトナムの銭貨流

通は、制錢－古号錢－偽号錢－異様錢という4種類の銭貨から構成されていた。3種類の非制錢のうち、偽号錢と異様錢は流通が禁止されていたが、古号錢の流通は一貫して容認されていた。古号錢に含まれるのはベトナム歴代王朝の銭貨と中国錢であり、その圧倒的大部分は太平・元通・景興錢の3種によって占められていた。

阮朝成立当初、銅錢鑄造の不振によって制錢の供給量が停滞したため、非制錢は銭貨流通において重要な役割を果たしていた。その後亜鉛制錢の鑄造が軌道にのると、阮朝は制錢流通の拡大と非制錢の回収とに着手する。流通そのものが禁止された偽号錢の場合とは異なり、阮朝は市場における古号錢の流通を認めた。しかし阮朝は国庫による古号錢の受領を保証せず、制錢と古号錢の関係も明確には規定されなかった。その結果として、古号錢への依存度が高かった地域では国家的支払手段と市場交換手段の分裂という状況が出現することとなった。とりわけ租税納入において、地域住民は古号錢から制錢への兌換という追加負担を強いられた。

阮朝は古号錢の流通を容認しつつも、制錢による銭貨統一を目指して古号錢の回収を行った。回収された古号錢は当初国庫に保存されていたが、明命帝によるイニシアティブのもと、1839年より大規模な古号錢の回収・改鑄事業が実施された。このときハノイの鑄錢局には改鑄のため約90万貫の古号錢が集められ、順次改鑄が行われた。1847年に嗣徳帝が即位すると、古号錢政策は新たな局面を迎える。地方官より銭貨不足や改鑄コストを理由に改鑄停止論が提議され、阮朝の古号錢政策は改鑄論から流通論へと転換していく。一連の議論の末、1852年には古号錢と亜鉛錢制錢との比価が布告され、古号錢による国家的支払も認められるにいたった。

阮朝期前半における非制錢の問題は、主に偽号錢と古号錢をめぐって展開した。偽号錢は明命期までにおおよそ国内市场から排除され、古号錢は改鑄論から流通論への転換を経て、1850年代初頭には国家的支払手段として公認されるにいたった。この後1858年からフランスによる植民地化が本格化すると、阮朝の対非制錢政策の重心は偽号錢・古号錢の問題を離れ、とめど

なく流入する異様銭の問題へと移行していくのである。

[注]

- 1) 中央政権は私鋳銭の存在を容認しなかったが、市場においては制銭供給の硬直性を私鋳銭が補完し、結果として銭貨需給が柔軟に調節されるという側面も存在していた[黒田 1994: 91]。
 - 2) ベトナムの銭貨流通に関しては、仏領期よりフランス人によって古銭学の立場から研究がなされてきた[Silvestre 1883; Lacroix 1900; Schroeder 1905]。ベトナムの学界においては銭貨を含む貨幣史の問題は長らく等閑視され、研究が活発化するのは1990年代以降のことである。近年出版された代表的な業績としては[Đỗ Văn Ninh 1992; Nguyễn Anh Huy 2009]がある。ただ仏・越いずれの研究も歴代王朝の制銭に関する叙述が中心であり、非制銭に関する記述は極めて少ない。これに対して[Lục Đức Thuận, Võ Quốc Ky 2009]はベトナムの貨幣史をテーマごとに論じた著作であり、非制銭の流通にも言及するが、古号銭の問題は取り上げられておらず、未公刊史料も利用されていない。
 - 3) 珠本の整理・収集作業は1940年代より始まり、ベトナム戦争による中断を挟んで、現在は首都・ハノイにある国立第一公文書館(Trung tâm lưu trữ Quốc gia 1)に保管されている。文書はすべて電子化されており、画像データを文書館内のパソコンから閲覧することが出来る。珠本整理事業の沿革については[陳荊和 1982; Phan Huy Lê 2014]を参照。
 - 4) 本発表では珠本の引用にあたり、帝紀→集→葉→文書の年月日→文書の出処機関名→文書形式の順で表記する。
 - 5) 珠本を本格的に利用した研究は世界的極めて少ないが、日本人研究者による先駆的業績として[鳩尾 2010a,b]がある。
 - 6) 小項・大項銅銭には様々なバリエーションがあるが、明命期以降は小項銅銭=重量6分(2.265g)、大項銅銭=重量9分(3.43525g)が分類の基準とされた[Lục Đức Thuận, Võ Quốc Ky 2009: 89]。また大小二項の銅銭に加え、賞賜用として「美号銅銭」と呼ばれる華麗な装飾をもった大型銅銭も存在した。
 - 7) 『寔錄』正編、第1紀、卷56、17ab、嘉隆16年10月条。
 - 8) 『寔錄』正編、第2紀、卷212、5a-6a、明命21年4月条。
- 都察院奏請、摘留各號古號錢與制錢竝行、以示存古。帝謂戶部曰、「前以古號錢積之歲久轉成刑弊、經準改鑄以通泉貨。茲都察乃請摘留。且安南丁黎李陳黎列帝號錢、留之以存古、尚爲有理。至如景興號錢、於黎末人多盜鑄、錢文濫薄、所當辨其真贗照統。乃奔播之君號錢、何足竝數。所奏殊無分別。準即於景興號錢數內揀

- 其真正、及安南以前列帝正統號錢間有字畫分明體質堅好者、留之竝清六字錢別貯。毋得與制錢混雜。餘併與僞號錢竝送河內改鑄之」。〔尋揀出丁・黎・李・陳・黎諸號錢一百十緡、清六字錢一千五百六十餘緡。仍于京庫留貯〕
- 9) ベトナムの考古学者であるドー・ヴァン・ニン氏は18世紀後半における景興銭の大量铸造を重視し、これを「景興銭現象」と呼んでいる [Đỗ Văn Ninh 1992: 100-101]
- 10) 珠本(ベトナム国立第一公文書館所蔵)、嗣徳、第30集、249a-252a、嗣徳4(1851)年8月17日、戸部覆奏。
- 嗣徳肆年捌月拾柒日戸部覆。月前接原河寧領督臣黎文富摺敍、「接臣部恭錄摺議内一款、『該省現貯古號銅錢、經奉廷臣摺議、請應併與鉛錢一律行用。惟這錢未經行用。議請這錢重九分以上如順治・乾隆・康熙・嘉慶各號錢者、請每文當抵鉛錢二文。何係重七八分以下如太平・元通・景興各號錢者、請據每文當抵鉛錢一文。仍由該省即據現貯之數逐項飭令揀點秤重、歸成何項錢數若干、另咨臣部備照。仍將此各項錢徐々給發俸餉諸公務』。欽奉旨準在案。該省經奉商同臬司臣范春桂、派出充戍該省弁兵五十二員名前往通寶局、會同該省副領兵臣吳霓・臣部署郎中楊萬策、飭令提將古號各項錢揀點秤重。……(中略)……且現貯古號錢至二十三萬二千七百九貫九陌四十一文、而此次發交揀點始得一萬貫。除自八分以下之太平・景興・元通與各號錢該九千七百六十貫九陌五十一文外、餘如順治・乾隆・康熙・嘉慶四號得錢三十貫六陌九文。重九分以上只有九貫三陌五十文、八分零以下二十一貫二陌十八文、則該四號錢均不得一律淨重九分以上。又秤自利用至裕民該四十六號錢二百五貫二陌十五文、重九分以上八十二貫三陌二十一文、八分零以下一百二十二貫八陌五十四文。舉此一萬貫推之、則所得重自九分以上只有九十一貫七陌十二文、亦屬無幾。與其揀取該各號錢原數二百三十五貫八陌二十四文、總計每文當抵鉛錢二文、則就中重九分者少重八分者多。……(後略)……」
- 11) 潘輝注『歷朝憲章類誌』(東洋文庫所蔵)、卷30、国用誌、錢弊之用。
- 六年、禁揀擇舊錢。初始鑄小錢、經加嚴禁。民間以元通新錢與舊錢形様相似、固一切揀斥、貿易不通。乃令凡始鑄景興・太平・元通、舊大小各字無甚缺裂者、竝皆通用。……(後略)……
- 12) 黎鄭政権による铸造のほか、ベトナムにおける太平銭铸造の事例として丁部領(在位 968-980)、莫氏政権(1527-1677) [Đỗ Văn Ninh 1992: 90-92]、広南阮氏政権(17~18世紀)による铸造が確認されている [Nguyễn Anh Huy 2013: 198-210]。
- 13) 阮朝による亜鉛銭の铸造・流通に関しては、[藤原 1986] を参照。
- 14) 『寔錄』正編、第2紀、卷201、1ab、明命20年4月条。
- 禁民間揀斥古號錢。帝謂工部曰、「錢文之鑄所以資民用。自古歷代迭興各有鑄造。本朝設爲制錢流布中外、而古錢亦聽通行。惟僞鑄四號錢、乃僞西所造、不應濫雜、故禁之。乃近聞、民間賣買、其古號錢一槩揀斥。則真僞既無分別、而泉貨何以流

通。其令京尹竝諸直省、曉示民人。凡市廛貿易者、一切古號錢不拘新舊銅鉛竝聽行用。不得私自揀斥。違者以違制論」。

- 15) 碣本、明命、第 27 集、150ab、明命 8 (1827) 年 12 月 11 日、權掌北城總鎮印張文銘・戶曹阮德會奏。
- 16) 碣本、嗣德、第 30 集、32a-33a、嗣德 4 年 6 月 21 日戶部奏。

嗣德肆年陸月貳拾壹日戶部奏。茲接高平省臣阮金順等摺叙、「……(中略)……茲該省臣照之、該轄毗連清界。該國人多將古號錢往來商買。向來轄民行用古號銅錢者多而白鉛制錢者少。遞年夏徵之期、轄民每將銅錢就省換取鉛錢。每銅錢一文抵鉛錢二文、或銅錢二文抵鉛錢三文、輒轉相換、頗覺煩難。擬請、嗣凡轄民納稅錢、若有古號銅錢、照依部議、如順治・康熙・乾隆・嘉慶・道光各號錢重九分以上者、請每文當抵鉛錢二文。如太平・元通・景興各號錢重七八分以下者、請每文當抵鉛錢一文。或有鉛錢、均咱其輸納。其現收稅錢何係當二當一數千、冊籍詳注以備稽查。凡應支俸餉諸公務、請依此例、照算給發。以本年夏務為始」等因。……(中略)……茲該省臣察之、該轄地連清國。商買往來、多有古號銅錢行用而鉛錢較少。聲請民間如有古號銅錢、咱其遞納稅例、各照依原議當二當一之例。在省給發亦依此照算。係為公私兼便起見、請依。輒敢聲敍恭擬。奉旨「依奏」欽此。

- 17) 碣本、嗣德、第 47 集、173a-175b、嗣德 7 年 7 月 15 日鴻臚寺卿權領高平布政使臣吳文迪等奏。

鴻臚寺卿權領高平布政使臣吳文迪・按察使臣阮炯、謹奏為聲請候旨事。此次臣等抵菴、據屬省員弁竝兵丁等稟稱、「向來單領俸餉錢文、給發青邊錢重玖分以上者、每壹貫扣抵鉛錢貳貫。仍照之市上、民間這錢壹貫、只換抵得鉛錢壹貫肆五陌上下」。又據諸府縣員稟稱、「遞年每至夏徵之期、青邊錢蒙得扣抵每壹文當鉛錢貳文、固亦便於輸納。嗣以清國盜賊擾攘、該國人民往來者少。況省轄地處上游、山谿脩阻。其在本國人民來商者鮮。這錢難於通用、致在省徵收稅例、必照收鉛錢。轄下社民不免轉往太原・諒山等轄換取鉛錢、將回登納。計其往返之費、更倍於稅錢者」各等語。……(中略)……臣等竊念、臣轄與清界毗連、前次該國人民多有帶來銅錢商壳流通。其青邊錢重玖分以上、每壹貫當鉛錢貳貫以之行用、固為甚便。近因該國匪徒作梗商賣不通。其這錢照之市價、每貫減至五陸陌上下。若給發俸餉必扣這錢、而輸納稅例必收鉛錢、則員弁以至兵民、不免轉形拮据。茲請嗣凡轄民應納各項稅錢、如有古號銅錢、除小項銅錢每壹文抵鉛錢壹文外、餘順治・康熙・乾隆・嘉慶・道光等號大銅錢者、請每貫抵鉛錢壹貫五陌、聽其輸納。凡在省應支俸餉及諸公務、亦請將這錢依此扣算給發。如此則兵民均獲兩便。俟後商賣流通、再行照依原議辦理。所有臣等聲請各緣繇、輒敢恭摺具奏伏候聖旨。謹奏。嗣德柒年閏柒月十五日題。至捌月初捌日、臣魏克順・臣阮登蘊・臣阮有成奉旨「依奏」欽此。

- 18) 『寃錄』正編、第2紀、卷208、16b および『会典』卷53、7b、戸部錢法・鼓鑄、明命20年条。
- 19) 『寃錄』正編、第2紀、卷211、6ab、明命21年3月条。
- 20) 『寃錄』正編、第2紀、卷213、21ab、明命21年5月条。
- 21) 珠本、紹治、第13集、193a-195b、紹治元年閏3月5日戸部奏。

紹治元年閏月初五日戸部奏。・・・(中略)・・・臣部經査、明命貳拾年拾貳月日欽奉聖輸、「貯庫古號各項錢日久儲貯、不免轉成剝弊。曷若併行改鑄。著河内預行整理爐場、俟開年貳參月間起工鑄辦」等因。欽此。業經臣部摺請、「將京庫竝左直・左畿各省古號錢捌拾肆萬肆千壹百餘貫竝河靜以北各省所貯古號錢玖萬壹千柒百餘貫、合該錢玖拾參萬五千捌百餘貫、竝交該省改鑄」等因。這摺經奉錄交該省遵辦。貳拾壹年貳月日、該省摺叙内一款、「凡何省解到、請飭該省派人會秤斤兩、併與省庫現貯錢文數干逐一登記、以詳其數」等因。欽奉準允在案。是年拾貳月日、該省再奉摺叙、「河靜以北各省所交古號錢文、經已取次點秤。懇俟事清另摺續遞。惟京庫所交古號錢、嗣因倉場原派之黎有理・阮廷謙自先回去迨押交該省、經飭對同揀點交認事清、即已押解回部待案。且這各號錢、所交現數至捌拾壹萬餘貫〔除揀來留貯及折碎沉失、止存此數〕。更值歲週未及秤重。請俟開年因便由清查員視誠逐秤登案、以昭慎重」等因。欽奉旨準在案。・・・(後略)・・・

- 22) 珠本、嗣徳、第9集、122ab、嗣徳2年1月6日左軍都統府都統領河寧總督永忠男等奏。
- 23) 珠本、紹治、第34集、89a、紹治6年2月19日戸部奏。紹治5年の11か月間に毎月21名の匠夫が精鍊作業に従事したという。
- 24) 『寃錄』正編、第4紀、卷2、48b、嗣徳元年6月条。
- 25) 『寃錄』正編、第4紀、卷4、11b-12a、嗣徳2年3月条。
- 26) 珠本、嗣徳、第36集、182a-186a、嗣徳4年12月21日戸部覆。

(A) �嗣徳肆年拾貳月貳拾壹日戸部覆。・・・(中略)・・・臣部奉照、這古號銅錢於明命二十年欽奉聖諭、準行改鑄新號銅錢。此次在京及諸省解交河内省照認現數之古號各項錢該九十萬八千九百餘貫。奉除摘出嘉隆・明命及丁・黎・李・陳・黎諸號與清國六字號錢一萬三千八百餘貫應留存庫内、奉摘出嘉隆小銅錢・東京小銅錢及古號各項錢該八十九萬四千九百餘貫竝折碎錢秤重二百六十八萬四千九百餘斤、應行煎煮改鑄。仍奉邇及之、明命二十一年至嗣徳元年、節次該省奉支古號銅錢改鑄、該六十五萬八千二百餘貫。現存二十三萬六千六百餘貫。

(B) 是年節據原山興宣領督臣阮登楷條陳内一款、「錢者有用之器。目今民間錢貨爲用太覺不敷。其古號銅錢數干、請從古通行、不必改鑄、以省工役」。又原河寧領督臣尊室弼摺敍、「這古號錢三十三貫零煎成精銅、加以白鉛、支需工料錢至七貫零、鑄成銅錢二十八貫零。寃屬虛費。請應留庫」。經廷臣摺議、「這錢係是銅質尚堪使用。請應仍留併與鉛錢一律行用。」

(C) 至如這錢一文當抵千文千分無有明敍。去冬接三法司咨敍、「據河內省屬客馮岐山等單乞認領這古號錢回東辦項。仍請據每這錢一萬貫當抵鉛錢一萬一千貫」等因。欽奉明旨、「著交臣部酌擬具奏」欽此。臣部經將京庫現貯這古號銅錢逐項較秤。仍奉摺議、「這古號銅錢何係重九分以上順治・乾隆・康熙・嘉慶各號錢者、請每文當抵鉛錢二文。何係重七八分以下如太平・元通・景興各號錢者、請每文當抵鉛錢一文。仍由河內省逐項較秤事清、徐徐給發」等因。

(D) 經奉旨準、錄送該省遵辦。茲照之、該省摺敍、「奉將這錢一萬貫揀點、除重自八分零以下之太平・景興・元通與乾元・大定各號錢九千七百六十貫九陌五十一文外、餘順治・乾隆・康熙・嘉慶四號錢竝利用・裕民等號錢該二百三十五貫八陌三十四文。內重九分以上九十一貫七陌十二文、內重八分零以下一百四十四貫一陌十二文。又有折欠錢三貫一陌四十五文。舉此一萬貫推之、則重自九分以上者少、重自八分以下者多。再順治・乾隆・嘉慶等號每文有重九分以上、亦有每文重自八分以下。若照議據重自九分以上每文當抵鉛錢二文、則這錢一號之中而不得一律淨重、臨辰行用誠覺未爲妥當。茲該省臣摺請、這古號銅錢擬應停免揀秤。仍請據每古號銅錢一貫當抵鉛錢一貫二陌」。

(E) 臣部窃擬、這錢如將行用均足一貫者照此抵換亦得簡便。厥後通流、如有奇零自一陌一文者、當如何可以抵換乎。是則該省臣所請亦爲不是、誠如聖筆批示者也。· · · (中略) · · · 此次原河寧領督臣尊室弼竝廷臣原摺所謂糜費者、蓋亦指其需費工料而言也。且這古號銅錢改鑄、所給工錢原有定例、而鑄辦役更屬煩難。年前雇募工匠、每每避就不樂應工。致這錢自明命二十一年二月日起鑄至嗣德元年六月日停止經八年餘。節次支鑄甫得六十五萬八千二百餘貫。茲現存二十三萬六千六百餘貫。若仍行改鑄則又至三年方能就緒。不惟工役紛繁、而雇募工匠又屬艱澁。恐於鑄辦聚隆銅錢及白鉛錢工役不免有妨。其這古號銅錢、請應停其改鑄。· · · (中略) · · ·

(F) 茲臣部奉擬、其此次河內省現貯古號各項錢二十三萬六千六百餘貫、除摘出別貯三千九百餘貫外、存應支錢二十三萬二千七百餘貫。請應停其逐秤。仍請由該省臣派發弁兵逐項揀點。其清國歷朝如順治・乾隆・康熙・嘉慶・道光等號錢、請不拘每文秤重數千、請據每文當抵鉛錢二文。其安南歷朝字號如太平・元通・景興各號錢、請亦不拘每文秤重數千、請據每文當抵鉛錢一文、以示分別。仍請由該省臣即據現存應支之數、飭令按號揀點、現成當一當二兩項錢各數千、即行登記明白具咨。臣部存案仍遵依原議、徐徐支發俸餉諸公務。嗣有社民輸納各項稅錢、如有帶將這古號錢登納、請亦照依此例扣算徵收、以便于民。夫如是則錢貨流通、而臨期抵換、想亦易矣。所有臣等酌擬緣由、輒取候敍具覆、候奏聖旨。· · · (後略) · · ·

27) 『六部条例』(ハンノム研究院所蔵、整理番号 A.62) 戸部条例、嗣德4年条。

一、凡例定古號銅錢、何係重九分以上如順治・乾隆・嘉慶・康熙、每文當抵鉛錢二文。何係七分以下如太平・元通・景興、每文當抵鉛錢一文。

28) 『六部条例』戸部条例、嗣徳5年条。

諭。一凡古號銅錢、如順治・乾隆・嘉慶・康熙・道光等大銅錢、不拘每文秤重數干、拠每文當抵鉛錢二文。餘有這五號錢、間有小項者、應併與利用・裕民及安南歷朝如太平・元通・景興等號、不拘每文秤重數干、拠每文當抵鉛錢一文、以示分別。仍照依原議、給發俸餉諸公務、嗣有社帶將這古號銅錢輸納各項稅錢、亦照此例扣算徵收。

[参考文献]

〈和文・中文〉(著者名五十音順)

- 岩生成一. 1928. 「江戸時代における銅錢の海外輸出について」『史学雑誌』39-11, pp. 98-110.
- 黒田明伸. 1994. 『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会.
- 鳩尾 稔. 2010a. 「阮朝硃本と『大南寔録』」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』41, pp. 205-224.
- 鳩尾 稔. 2010b. 「ベトナム阮朝の辺陲統治：ベトナム・中国国境沿海部の一知州による稟の検討」山本英史編『近世の海域世界と地方統治（東アジア海域叢書1）』汲古書院, pp. 273-330.
- 徐 心希. 2001. 「清中后期越南銅錢在閩越的流通与官府的対策」『海交史研究』第一期, pp. 115-121.
- 多賀良寛. 2011. 「19世紀における阮朝の通貨統合政策とベトナム銭の広域的流通」『南方文化』38, pp. 43-60.
- 陳 荊和. 1982. 「『大南寔録』と阮朝硃本について」『稻・船・祭：松本信廣博士追悼論文集』六興出版, pp. 567-604.
- 藤原利一郎. 1986. 「広南阮氏及び阮朝治下における亜鉛銭の鋳造と流通」『東南アジア史の研究』法藏館, pp. 303-324. (初出1959)
- 宮澤知之. 2007. 『中国銅錢の世界』思文閣出版.
- 安国良一. 2007. 「貨幣の地域性と近世的統合」鈴木公雄編『貨幣の地域史』岩波書店, pp. 245-275.

〈欧文〉(著者名アルファベット順)

- Lacroix, D. 1900. *Numismatique Annamite*, Saigon, Menard&Legros.
- Schroeder, A. 1905. *Annam études Numismatiques*, Paris, Imprimerie Nationale.
- Silvestre, J. 1883. *Notes pour servir à la recherche et au classement des monnaies et médailles de l'Annam et de la Cochinchine française*, Saigon, Imprimerie Nationale.

〈ベトナム語〉(著者名アルファベット順)

Đỗ Văn Ninh. 1992. *Tiền Cổ Việt Nam*, Nxb. Khoa học xã hội, Hà Nội.

Hoàng Anh Tuấn. 2010. “Mậu dịch kim loại tiền của công ty Đông Án Hà Lan và chuyển biến kinh tế - xã hội Đà Nẵng thế kỷ 17,” *Tư liệu các công ty Đông Án Hà Lan và Anh về Kê Chợ - Đà Nẵng thế kỷ 17*, Nxb. Hà Nội, pp. 658-688.

Lục Đức Thuận, Võ Quốc Kỳ. 2009. *Tiền Cổ Việt Nam*, Nxb. Giáo dục Việt Nam, Hà Nội.

Nguyễn Anh Huy. 2009. *Lịch sử tiền tệ Việt Nam*, Nxb. Văn hóa văn nghệ TP. HCM.

Phan Huy Lê. 2014. “Châu bản triều Nguyễn – Châu bản năm Gia Long và Minh Mệnh từ năm thứ 1 đến năm thứ 5,” trong *Huế và triều Nguyễn*, Nxb. Chính trị Quốc gia, Hà Nội, pp. 126-138.

(大学院博士後期課程学生／日本学術振興会特別研究員)

SUMMARY

Location of the Unofficially Minted Coins in Monetary Circulation in Vietnam in the 19th Century

Yoshihiro TAGA

Under the serious influence of the Chinese monetary system, successive Vietnamese dynasties minted their own copper coins. While officially minted copper coins enjoyed privileged position as legal tender, various unofficial copper coins such as foreign copper coins and privately minted copper coins did circulate side by side.

Even after the founding of the Nguyen dynasty in 1802, unofficial copper coins continued to play an important economic role. In particular, circulation of copper coins called “Tiền Cổ Hiệu 古號錢” (Ancient Title Coins) was especially dominant in the market, along with copper cash minted by the Tay Sơn dynasty. Based on source materials such as *Đại Nam Thực Lực* and *Châu Bản Triều Nguyễn*, it is apparent that “Cổ Hiệu coins” was the aggregate designation for the copper coins minted by the successive Vietnamese dynasties precedent to the Nguyễn and foreign copper coins, mainly Chinese ones. In 1851, the minting office investigated 6 million Cổ Hiệu coins, revealing that three kind of coins bearing titles of “Thái Bình 太平,” “Nguyễn Thông 元通,” and “Cảnh Hưng 景興” accounted for 97% of the total circulation.

The introduction of zinc coins in 1813 paved the way for the monetary integration of the Nguyễn dynasty. In its monetary policy, the attitude of the Nguyễn dynasty towards Cổ Hiệu coins was complicated: the use of Cổ Hiệu coins on the market was permitted but payment of tax by Cổ Hiệu coins was not accepted. This lack of an official guarantee of acceptance caused serious problems, especially in the Sino-Vietnamese border area, where circulation of Cổ Hiệu coins continued to be dominant as late as the 1850s. In this area, people had to exchange Cổ Hiệu coins for official zinc cash to pay tax. This exchange increased the tax burden so much that eventually, the central government was forced to permit tax payments in Cổ Hiệu coins.

From the late 1810s, the Nguyễn dynasty gradually replaced unofficial cop-

per coins with official zinc ones. In this process, Cỗ Hiệu coins were collected and sent to the capital Huế. However, it was not until 1839 that reminting of Cỗ Hiệu started under the initiative of Emperor Minh Mệnh. Reminting continued through the successive Thiệu Trị period. With the enthronement of emperor Tự Đức, an argument against the reminting of Cỗ Hiệu coins appeared that spoke of reminting costs and inadequate money supply in the market. After a series of discussions, the recasting policy was entirely abandoned by the early 1850s.